

SABO NEWS LETTER

第 133 号【発行日】令和 2 年 1 月 8 日（水）【発行】（一社）全国治水砂防協会

目 次

1. 目次・行事予定 1
2. 国土交通省砂防部長より新年のご挨拶 2
3. （一社）全国治水砂防協会理事長より新年のご挨拶 3
4. 令和 2 年全国治水砂防協会主要行事予定 4
5. 令和 2 年度国土交通省 水管理・国土保全局関係予算決定概要 5

行事予定

（全国治水砂防協会）

- 2/13(木)～14(金) 第 60 回砂防および地すべり防止講習会（砂防会館別館利根会議室）
（参加申込み受付中。詳細は下記 URL 当協会ホームページをご覧ください。）
- 2/20(木) 理 事 会（砂防会館別館 3 階霧島会議室）

ご質問、ご意見、ご感想、記事の詳細内容等、お問合せ先

一般社団法人 全国治水砂防協会

住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4

電話：03-3261-8386 FAX：03-3261-5449 E-mail：kyokai@sabo.or.jp

砂防に関する最新情報は砂防協会ホームページをご覧ください。

<http://www.sabo.or.jp/>

国土交通省砂防部長より新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

去年は、台風第19号に伴う災害をはじめ全国各地で土砂災害が発生し、発生件数は速報値で1995件にもものぼりました。これまで建設されてきた砂防施設が被害を軽減し、加えて、事前の避難が功を奏して人的被害を免れた好例の報告をいただく一方、事前に土砂災害警戒区域の指定がなされていない地区において土砂災害及びこれに伴う人的被害が発生するなど改めて住民避難に関する課題が示されました。今後、丁寧に検証し、課題解決につなげていきたいと思っております。

年末に閣議決定されました「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のための臨時・特別の措置を含めた令和2年度当初予算と同様に、先月決定されました令和元年度補正予算を合わせますと近年にない大型の予算案となっております。これも会員の皆様のお力添えの賜物であります。

土砂災害防止法に基づく基礎調査は、本年3月までに全都道府県で完了し、今後は実際の運用に取り組む第二ステージへ移っていきます。避難しない、避難できない人がいる中、住民それぞれが声掛けを行うことで避難の実効性を向上させるための施策を皆様とともに考えていきたいと思っております。

また、去年の災害では、その前年、前々年に引き続いて、記録的な大雨で大量の土砂が流出、氾濫、堆積する「土砂・洪水氾濫」が発生しました。気候変動などの影響もあり、今後もしこうした被害が頻発することが懸念されています。これら被災形態の実態把握を含め、気候変動が土砂の流出にどのような影響を与えるのか明らかにし、今後の対策に反映するとともに、その対策について都道府県に対する技術的支援に努めて参ります。

このほか、大規模地震や火山噴火に伴う災害も近年発生しており、ハード・ソフト一体となった「事前防災対策」と、発生した際の「緊急対策」の取り組みを一層推進してまいります。

今後とも会員の皆様をはじめ全国の砂防事業関係者との連携をより密にし、これまでの諸施策を更に発展させることで、地域の安全・安心の確保により一層努めてまいります。

皆様のご健勝とそれぞれの地域の発展を心からお祈りし、年頭のご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

令和2年元旦

国土交通省 砂防部長 今井 一之

(一社) 全国治水砂防協会理事長より新年のご挨拶

あけましておめでとうございます。

会員の皆様には清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、天皇陛下がお代わりになられ、時代は「平成」から「令和」となりました。当砂防協会も本館が建て替わるなど新たな一步を踏み出しております。協会の活動につきましても会員の皆様のお役に立てるよう、砂防協会一同、意を新たに一層の充実をはかってまいります。

さて、昨年は台風 15 号、19 号の襲来などもあり、全国で 1995 件(速報値)もの土砂災害が発生しております。特に台風 19 号は広域に大雨をもたらし、治水事業の根幹を揺るがすような大きな被害が発生させました。気候変動に伴う備えを今後、速やかに構築する必要があるように思います。

昨年末に閣議決定された令和 2 年度当初予算でも、気候変動に対する備えは議論され、予算に反映されております。今後はその予算を有効に活用し、施設整備等が国、県の手で計画的に実施されていくこととなります。しかし、あまりにも土砂災害の危険箇所数は多く、まだまだ整備が追い付かないのが我が国の現状です。

その中で、住民の命を守る警戒避難が大きい意味を持つのは言うまでもありません。そしてそれはまさに市町村が大きな役割を果たす分野です。今年の協会活動や行事の中でも、それを常に意識しながら会員の皆様のお力になれるよう努力してまいります。

本年は、東京オリンピック・パラリンピックが日本で開催されるなど、平和で明るい話題のある年です。悲惨な災害などが発生しないよう祈らずにはられません。会員の皆様にとりまして、令和 2 年が良き年となりますよう心から祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

一般社団法人 全国治水砂防協会
理事長 大野 宏之

令和2(2020)年1月8日

一般社団法人全国治水砂防協会
令和2(2020)年 主要行事予定表

日 時	会 議 名	場 所(砂防会館他)
2月13日 (木) ~ 14日 (金)	第60回砂防および地すべり防止講習会	於:別館1階シェーンバッハ・サボー利根会議室
2月20日 (木) 15時30分~	会長表彰選考委員会	於:別館A 2階特別会議室
同 16時~	理 事 会	於:別館B 3階霧島会議室
5月7日 (木) 11時~	監 事 会	於:別館A 2階特別会議室
5月14日 (木) 11時~	理 事 会	於:別館B 3階霧島会議室
5月27日 (水) 11時~	評 議 員 会	於:別館B 3階六甲会議室
同 12時~	代 表 参 与 会	於:別館A 2階特別会議室
同 14時30分~	参 与 会	於:別館B 3階立山会議室
同 16時~	直轄事務所長連絡会	於:別館B 3階穂高会議室
同 16時30分~	賛助会員情報連絡会議	於:別館B 3階霧島会議室
5月28日 (木) 11時~	第84回通常総会	於:別館1階シェーンバッハ・サボー利根会議室
7月2日 (木) 13時30分~	第7回 土砂災害対策実務者講習会	於:別館1階シェーンバッハ・サボー利根会議室
10月8日 (木) ~ 9日 (金)	砂防現地視察と討論会	於:(場所未定)
10月22日 (木) ~ 23日 (金)	理 事 ・ 顧 問 会 議	於:現地視察を兼ねて(場所未定)
11月18日 (水) 11時30分~	代 表 参 与 会	於:別館A 2階特別会議室
同 14時30分~	参 与 会	於:別館B 3階穂高会議室
同 16時~	賛助会員情報連絡会議	於:別館B 3階霧島会議室
同 16時30分~	直轄事務所長連絡会	於:別館B 3階立山会議室
11月19日 (木) 11時10分~	全国治水砂防促進大会	於:別館1階シェーンバッハ・サボー利根会議室
12月上旬	赤木正雄顕彰表彰選考委員会	於:別館A 2階特別会議室

令和2年度

水管理・国土保全局関係
予 算 決 定 概 要

令和元年 12 月

国土交通省 水管理・国土保全局

令和2年度予算の基本方針

基本方針

令和元年の台風第19号や昨年7月の豪雨など、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害や、切迫する大規模地震に対し、**人命を守るとともに壊滅的な社会経済的被害を回避し、将来にわたり安全で活力のある地域をつくる**ため、以下により、新たな技術を最大限活用しながら、整備効果の高いハード対策と住民目線のソフト対策を総動員し、**『水防災意識社会』の再構築を推進**

- ・ 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据えた**「事前防災対策」の加速化**
- ・ 令和元年台風第19号等の**自然災害に対する改良復旧による再度災害防止**
- ・ 地域の基幹的防災インフラの老朽化に対する**計画的な修繕・更新**
- ・ **住民主体の避難行動のための情報提供の充実**
- ・ 多様な主体と連携した**防災・減災 Society5.0 社会の実現**
- ・ 水辺空間や良好な自然環境を中心とした**賑わいの創出、観光振興**
- ・ **「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」**の着実な実施

予算の規模

○一般会計予算		11,400億円
〔	一般公共事業費	10,935億円
	災害復旧関係費	455億円
	行政経費	10億円
○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)		577億円

予算の内訳

○一般会計予算

単位：億円

事 項	令和2年度	前 年 度	対前年度 倍 率
一般公共事業費	10,935 (8,961)	10,569 (8,628)	1.03 (1.04)
治 山 治 水	10,371 (8,414)	10,153 (8,221)	1.02 (1.02)
治 水	10,193 (8,266)	9,973 (8,075)	1.02 (1.02)
海 岸	178 (148)	180 (146)	0.99 (1.02)
住宅都市環境整備	267 (251)	260 (250)	1.03 (1.00)
都市水環境整備	267 (251)	260 (250)	1.03 (1.00)
下 水 道	297	156	1.90
災害復旧関係費	<514> ^{※2} 455	<513> ^{※2} 424	<1.00> ^{※2} 1.07
行政経費	10	10	0.98
合 計	11,400 (9,426)	11,003 (9,062)	1.04 (1.04)

※1 () 書きは、3か年緊急対策のための臨時・特別措置を除いた額

※2 <>書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分等を含む

※3 上記計数には、個別補助化に伴う増分 324 億円を含む

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備 18,015 億円 (うち臨時・特別の措置 2,890 億円) がある。)

○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

事 項	令和2年度	前 年 度	対前年度 倍 率
復 旧	564	1,208	0.47
復 興	13	36	0.36
合 計	577	1,244	0.46

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備 (復興) 1,198 億円がある。)

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

(上記計数には、消費税率引き上げに伴う影響額を含む。)

主要項目

治水事業等関係費**1. 防災意識社会への転換の加速化** [7,194億円] (うち、臨時・特別の措置1,973億円)

(1) 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据えた「事前防災対策」の加速化
[5,312 億円] (うち、臨時・特別の措置 1,748 億円)

〔 令和元年度台風第19号等で甚大な被害が発生するなど、気候変動により頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対する安全度の向上を図るため、土地利用規制等も含めたソフト対策と連携しながら、事前防災対策を重点的に実施する。 〕

(2) 住民主体の避難行動のための情報提供の充実
[5,312 億円] (うち、臨時・特別の措置 1,748 億円) の内数

〔 令和元年度台風第19号等の教訓を踏まえ、河川の水位や画像情報などの情報の充実を図るとともに、関係者等と連携しながら、住民自らの避難行動につながる情報の提供を推進する。 〕

(3) 令和元年台風第19号等の自然災害に対する改良復旧による再度災害防止
[1,882 億円] (うち、臨時・特別の措置 226 億円)

〔 激甚な水害・土砂災害の発生や床上浸水が頻発し、人命被害や国民の生活に大きな支障が生じた地域等において、改良復旧により集中的に再度災害防止対策を実施する。 〕

2. 地域の基幹的防災インフラの老朽化に対する計画的な修繕・更新 [2,178 億円]

〔 維持更新コストの最小化に向け、長寿命化計画に基づく「予防保全型」の維持管理へ転換するとともに、無動力化や遠隔操作化による省人化、新技術を活用した管理の高度化を推進する。 〕

3. 水意識社会への展開(水辺空間の賑わいの創出等) [89億円]

〔 魅力ある水辺空間や良好な自然環境の創出等の地域活性化、観光振興等に貢献する取組を推進する。 〕

下水道事業関係費

[297億円]

〔 令和元年度台風第19号等を踏まえ、大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、河川事業と連携した内水対策を推進するとともに、戦略的なアセットマネジメント、ICTの活用や施設の集約化等による広域化・共同化等を推進する。 〕

※上記以外に、省全体で社会資本総合整備18,015億円(うち臨時・特別の措置2,890億円)、工事諸費等がある。

東日本大震災からの復旧・復興関係費

[577億円]

〔 復旧・復興を加速するため、旧北上川等において、河川・海岸堤防の復旧や耐震対策等を推進する。 〕

※上記以外に、省全体で社会資本総合整備(復興)1,198億円がある。

新規事項

新規制度等

<利水ダムも含めた既設ダムの徹底活用>

1. 利水ダムの事前放流に伴う補填制度の創設

利水ダムにおいて事前放流を行う際、利水者の損失リスクの軽減を図り、治水協力を促進する観点から、利水者に対し特別の負担を求める場合における損失の補填制度を創設する。

2. 利水ダムの放流設備等改造に対する補助制度の創設

利水ダムの治水協力を促進するため、利水者が事前放流を行うために実施する放流設備改造等に対し、補助する制度を創設する。

3. ダム再生計画策定事業の充実(社会資本総合整備)

都道府県がより効果的なダム再生計画を策定するために、ダム再生計画策定事業の対象ダムの範囲を追加する等、制度の充実を図る。

4. ダム再生事業における発電の補償制度の拡充

ダム再生事業の実施に際し、発電量の減少を極力防止するため、他ダム(水系の異なる場合も含む)において同等の発電機能を確保する現物補償の導入促進を図る。

<計画的・集中的な整備の推進>

1. 個別補助事業制度の拡充

台風第19号等の災害を踏まえ、地方公共団体が実施する事業について、計画的・集中的な整備により効果の早期発現を図るための個別補助事業を拡充する。

[主な拡充内容]

- ・本川支川の合流点などの危険性が特に高い区間における集中的な河道掘削
- ・大規模な砂防事業・火山砂防事業・地すべり対策事業
- ・高度経済成長期等に整備してきた大規模施設の更新・改良(河川・砂防・海岸)
- ・雨水処理を担う大規模な下水道施設の設置・改築

＜まちづくりと一体となった防災・減災対策＞

1. 防災集団移転促進事業の拡充

都市局予算

山間狭隘部等の河川沿川に点在する小集落等の移転と立地抑制を促進する観点から、要件(戸数:10戸以上)を緩和するなどにより、「防災集団移転促進事業」を拡充する。

＜災害復旧・改良復旧制度の拡充＞

1. 豪雨に伴うダムへの堆砂に対する災害復旧事業による除去対象の拡充

異常豪雨の頻発化に対し、将来にわたりダムの洪水調節機能を確実に発揮させるため、災害復旧制度で実施できる堆砂除去の対象範囲を、事前放流に必要な容量まで拡充する。

2. 災害関連緊急事業による砂防堰堤新設等と一体的な捕捉空間の確保

砂防災害関連緊急事業等において、砂防堰堤の新設もしくは嵩上げと一体的な計画に基づき、既設砂防堰堤背面を掘削し、土砂・流木を捕捉するために必要な空間を確保する。

3. 土石流等による二次災害防止に向けた災害関連緊急事業の運用改善

土石流等が発生した溪流における二次災害防止について、より早期に安全を確保するため、災害関連緊急事業を迅速に工事着手できるよう、本申請に先立って部分的な申請を認める運用を導入する。

4. 海岸施設の再度災害防止のための災害関連事業(直轄海岸)の創設

直轄海岸事業を実施している海岸において、原形復旧のみでは再度災害防止として十分な効果が期待できない場合に、改良復旧を可能とする「災害関連事業」を新たに創設する。

＜下水道事業の持続性の向上＞

1. 下水道広域化推進総合事業の拡充(社会資本総合整備)

施設の老朽化や人口減少が進行する中、広域化・共同化による事業運営の効率化をより一層推進するため、下水道広域化推進総合事業について、し尿処理場から下水道への接続管渠等の整備を交付対象に追加する拡充を行う。

<リノベーションプロジェクト>

1. 「下水道リノベーション推進総合事業」の創設(社会資本総合整備)

処理場等を地域のエネルギー供給拠点や防災拠点等に再生する下水道リノベーションを推進するため、「下水道エネルギー・イノベーション推進事業」を改称して新たに「下水道リノベーション推進総合事業」を創設し、交付対象に防災拠点化に必要な施設整備の追加等を行う。

新規事業

(1) ^{ふじわら ならまた}藤原・奈良俣再編ダム再生事業(群馬県)

藤原ダムの利水容量と奈良俣ダムの洪水調節容量の振替等による治水機能の増強を行う藤原・奈良俣再編ダム再生事業を建設事業へ移行する。

(2) ^{おおまち}大町ダム等再編事業(長野県)

大町ダム・高瀬ダム・七倉ダムの容量振替、堆砂対策による治水機能の増強を行う大町ダム等再編事業を建設事業へ移行する。

(3) ^{くず りゅうがわ}九頭竜川上流ダム再生事業(福井県)

九頭竜川上流の既設ダムを有効活用することにより、治水機能の増強を行う九頭竜川上流ダム再生事業に直轄事業として新規着手(実施計画調査)する。

(4) ^{あさひがわ}旭川中上流ダム再生事業(岡山県)

旭川ダムの放流機能の増強等により治水機能の増強を行う旭川中上流ダム再生事業に直轄事業として新規着手(実施計画調査)する。

(5) ^{こみのの}小見野々ダム再生事業(徳島県)

小見野々ダムの移設により治水機能の増強を行う小見野々ダム再生事業に直轄事業として新規着手(実施計画調査)する。